4　追加弁済

第１項の弁済の後、清算株式会社が有する現預金から、清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を、控除してなお残額が存する場合は、当該残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。この場合は、各協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

第３　優先債権、共益債権の弁済

国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することを得べき債権、労働債権等の優先債権及び特別清算債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等共益債権については随時弁済する。

（別紙省略）

以上

福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（ヒ）第５０２号

福島県いわき市平字五色町56番地

清算株式会社　株式会社カタハマ商事

代表清算人　益子　達男

1　決定年月日　平成28年12月12日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

清算株式会社株式会社カタハマ商事（以下「清算株式会社」という。）は、協定債権者に対し、以下の定めにより弁済を行う。

第１　通則

1　協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対し特別清算開始決定日である平成28年７月21日（以下「開始決定日」という。）までの原因に基づいて発生した協定債権（以下「特別清算債権」という。）とし、同債権を有する者を「債権者」という。

2　債権の合算

本協定による権利の変更、弁済額の算定にあたっては、本協定において特別に定める場合を除き、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者ごとにすべての債権を合算して一つの債権とみなす。

3　弁済の場所及び端数の処理

⑴　協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

なお、債権者が本協定に基づく弁済予定日の５営業日前までに特定の銀行預金口座を指定しなかった場合には受領拒絶とみなし、清算株式会社は当該弁済金を福島地方法務局いわき支局に供託することができる。

⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は四捨五入とする。

4　債権譲渡等がなされた場合の取扱い

⑴　開始決定日以降、特別清算債権の譲渡、代位弁済、合併、会社分割等を原因として、特別清算債権の全部又は一部について債権者の変更があった場合においても、権利の変更は、開始決定日における債権者の特別清算債権額を基準として行う。

⑵　特別清算債権の一部について譲渡又は移転等がなされた場合、譲渡又は移転等をした債権者（以下「前債権者」という。）及び譲渡又は移転等を受けた債権者（以下「後債権者」という。）に対する弁済金額は、後記方法により権利の変更及び弁済金額の算定がなされた後、前債権者の残債権額と後債権者の譲渡又は移転等を受けた債権額の債権額按分にて算出する。

第２　弁済及び免除

1　弁済

清算株式会社は、債権者（ただし、新常磐交通株式会社（以下「新常磐交通」という。）については除外する。）に対し、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に、清算株式会社が有する現預金から必要な費用を控除した残額について、特別清算債権額のうち協定債権元本額に応じて按分して弁済する。

2　免除

各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額及び開始決定日後の利息・遅延損害金の全額につき、その債権を放棄し、清算株式会社は債務の免除を受ける。

3　新常磐交通に対する債務の免除

新常磐交通は、本協定の認可決定が確定することを条件として、特別清算債権を全額放棄し、清算株式会社は免除を受ける。なお、かかる取扱いについては、新常磐交通の個別同意を得ている。

4　追加弁済

第１項の弁済の後、清算株式会社が有する現預金から、清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を、控除してなお残額が存する場合は、当該残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。この場合は、各協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

第３　優先債権、共益債権の弁済

国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することを得べき債権、労働債権等の優先債権及び特別清算債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等共益債権については随時弁済する。

（別紙省略）

以上

福島地方裁判所いわき支部

監督命令

平成２８年（再）第４９号

神奈川県川崎市高津区久地２丁目23番５号

再生債務者　株式会社ダイトー

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　東京都千代田区永田町２丁目11番１号　山王パークタワー21階　ＬＭ法律事務所　弁護士　柴田　祐之

平成28年12月９日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２８年（再）第４８号

東京都新宿区新宿６丁目29番８号

再生債務者　ギフコ株式会社

1　決定年月日時　平成28年12月９日午前９時30分

2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年12月28日まで

4　再生債権の一般調査期間　平成29年１月13日から平成29年１月20日まで

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２８年（再）第２７号

東京都港区芝大門２丁目８番13号

再生債務者　株式会社スターマン

1　決議に付する再生計画案　平成28年11月30日付け再生債務者提出の再生計画案

2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

3　債権者集会

⑴　期日　平成29年１月24日午前11時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

4　書面投票期間　平成29年１月16日まで

5　議決権不統一行使の通知期限　平成29年１月10日

平成28年12月９日

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再）第３４号

鹿児島県鹿児島市本城町366番地

再生債務者　吉田ゴルフ開発株式会社

1　決議に付する再生計画案　平成28年11月28日付け再生債務者提出の再生計画案

2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

3　債権者集会

⑴　期日　平成29年２月22日午後３時30分

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

4　書面投票期間　平成29年２月14日まで

5　議決権不統一行使の通知期限　平成29年２月８日

平成28年12月９日

東京地方裁判所民事第20部